

○京都府自治会館管理組合事務決裁規程

(平成18年4月1日訓令第1号)

(目的)

第1条 京都府自治会館管理組合事務局における決裁については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者がその権限に属する事項について、最終的にその意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 管理者の権限に属する事項について、常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁責任者が不在のとき、その権限の属する事項について、一時代わって決裁することをいう。

(決裁の手続き)

第3条 事務は原則として、順次係の上席者を経て決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決することができる。

- 2 管理者及び副管理者がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第5条 前条の場合にあっても、重要及び異例若しくは疑義のある事項は代決してはならない。ただし、あらかじめその処理について指示を受けたもので、特に急

施を要するものについては、この限りでない。

(後閲)

第6条 代決した事項については、施行後すみやかに後閲を受けなければならない。

ただし、定例的なものその他輕易な事項については、この限りでない。

(管理者の決裁事項)

第7条 管理者の決裁を要する事項は、別表のとおりとする。

(事務局長の専決事項)

第8条 事務局長は、前条に規定する以外の事項について、専決することができる。

(専決の制限)

第9条 この規程に定める専決事項であっても、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項等は、管理者の指示を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

管理者の決裁を要する事項

- 1 組合運営に関する基本方針の決定並びに重要な事業計画の策定
- 2 組合議会の招集及び提出議案の決定
- 3 規約、条例、規則、規程等の制定改廃
- 4 組合議会の権限に属する専決処分
- 5 請願及び陳情に関する事項
- 6 異議の申立て、訴願、和解及び調停に関する事項
- 7 特に重要な許可、認可、その他行政処分に関する事項
- 8 表彰及び儀式に関する事項
- 9 職員の任免、服務、賞罰及び給与の決定
- 10 契約の締結
- 11 1件につき100万円以上（職員給与を除く）の支出命令
- 12 自治会館貸室の使用許可
- 13 その他特に重要な事項